明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律（五五）　四
○スポーツ基本法の一部を改正する法律（五六）　五
○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（五七）　五
○スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（五八）　六
○民法の一部を改正する法律（五九）　六
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（六〇）　九
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（六一）　二

〔政　令〕
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（一八七）　一九

〔告　示〕
○ピアノの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁七）　二〇
○電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同八）　二四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通七六四）　二七

〔官庁報告〕
官庁事項　二八
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　三六

〔公　告〕
諸事項　三六
裁判所
破産、免責関係

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律（法律第五五号）（文部科学省）

一　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正関係

1　東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とすることとした。（第一五条の二関係）

2　平成三二年に限り、海の日を七月二三日に、体育の日を七月二四日に、山の日を八月一〇日とすることとした。（第二九条関係）

二　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正関係

ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定を適用除外とすることとした。（第二条の二関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇スポーツ基本法の一部を改正する法律（法律第五六号）（文部科学省）

1　「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改めることとした。（第二六条第一項及び第三項並びに第三三条第一項第一号関係）

2　「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改めることとした。（第二六条第一項及び第三項関係）

3　「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとした。（第二六条第二項及び第三項並びに第二七条第二項関係）

4　この法律は、平成三五年一月一日から施行することとした。ただし、2及び3については、公布の日から施行することとした。

◇国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律（法律第五七号）（内閣府本府）

1　体育の日の名称を、スポーツの日に改めることとした。（第二条関係）

2　スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とした。（第二条関係）

3　この法律は、平成三二年一月一日から施行することとした。

◇スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（法律第五八号）（文部科学省）

1　総則

㈠　この法律は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　この法律における「国際競技大会等出場スポーツ選手」、「スポーツ競技会運営団体」、「スポーツにおけるドーピング」及び「ドーピング防止活動」の定義を定めることとした。（第二条関係）

㈢　ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されること、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されること、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されること、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならないこと等、ドーピング防止活動に関し、基本理念を定めることとした。（第三条関係）